

地域みんなで農地や水路を守るため、 多面的機能支払交付金を活用しよう！！

○ 事業の目的

地域共同で行う、農地の多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援すること。

○ 対象となる活動

①農地維持支払交付金

農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持

②資源向上支払交付金（地域資源の質的向上）

植栽による景観形成、農道・水路の軽微な補修、鳥獣被害防止柵設置

③資源向上支払交付金（施設の長寿命化）

水路の補修や更新、ゲートやポンプの補修

※②、③の資源向上支払は、①農地維持支払と併せて取り組む必要があります。

○ 交付単価（10aあたり）

単位：円

	①農地維持	②資源向上 (質的向上)	③資源向上 (長寿命化)
田	3,000	2,400	5,400
畑	2,000	1,440	3,440

※①、②、③全てに取り組む場合、②の単価が75%となります。

○ 対象となる組織

農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織。

※②に取り組まない場合、農業者のみで構成された活動組織でも可能。

○ 対象農地

原則、農振農用地区域内の農用地（青字）。

※その他、多面的機能発揮の観点から知事が必要と認める農用地

○ 活動の手順

- 
- 事前準備 … 対象地域の設定、構成員の取りまとめ、規約作成等。
 - 計画書の作成 … 活動計画書、事業計画書（原則5年）の作成。
 - 組織の設立 … 総会を開催。
 - 事業計画の認定 … 町へ事業計画書を提出し、認定を受ける。
 - 交付金申請、概算払請求 … 町へ交付金申請し、必要に応じ交付金の概算払請求をする。
 - 活動の実施、記録 … 計画に基づき活動を実施。作業内容・収支の記録。
 - 活動の報告 … 実施状況報告書を作成し、町へ提出。

多面的機能支払交付金 Q&A

Q1 交付金額は、どのように算出されるのか。

A1 組織の活動エリア内の対象農地（現況地目ごと）の面積×交付単価で、交付額を算出します。

Q2 耕作放棄地も対象農地に加えることはできるのか。

A2 耕作放棄地は対象農地に加えることはできません。解消ののち追加で加えることは可能です。

Q3 組織設立の時期について。

A3 4月1日から活動を始める場合は、3月末までに総会を行い、6月30日までに事業計画書を提出する必要があります。

※また、事前に予算を確保する必要があるため、遅くとも前年の秋までに町へ相談願います。

Q4 組織における役員は、最低何人必要か。

A4 代表、副代表、会計、書記、監事の5人は必要です。

Q5 交付金の対象となる経費について。

A5 主なものとして、役員報酬、活動参加者への日当、お茶代、燃料費（草刈り機、車など）、資材（砂利など）・機械（草刈り機など）・花（種、苗など）の購入費、車両の借上げ料、活動に係る保険料などです。

※活動計画と関係のない経費は対象外（農業者の営農活動、酒類、慰労を目的とする旅費、集会所の備品、他団体への寄付、他事業による整備・補修、組織設立前に係る費用など）。

Q6 その他、活動にあたり何か条件はあるのか。

A6 活動は、最低5年間実施する必要があり、毎年度、活動計画と活動実績を町へ報告願います。また、年1回は研修に参加することが義務付けられています。

Q7 町内での取組状況は。

A7 現在、6つの活動組織（下八ツ林、牛ヶ谷戸、三保谷宿、上南、北園部、下小見野）で取り組んでいます。

Q8 例年、土地改良区から「幹線用水路浚渫（手掘）・も刈り手当 ※1mあたり10円支給」を交付されているが、多面的機能支払交付金と併せて支給を受けることはできるのか。

A8 2重交付は不可能。支給を受けるのはどちらか一方となります。

★お問い合わせ先（電話番号）

川島町農政産業課（049-299-1760）

